

令和7年度 いじめ防止プログラム

群馬県立太田高等学校

月	いじめ未然防止の取組 (生徒対象)	いじめ早期発見の取組 (生徒及び保護者対象)	学校いじめ防止対策組織 (教職員の取組)	校内研修 (教職員の取組)
4月	・全校集会における、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策組織及び相談窓口の説明(23年生8日・1年生11日) ・生徒主体のいじめ防止活動年間計画の説明 ・新入生オリエンテーションにおける人間関係づくり(10日・11日)	・学校内外の相談窓口の周知(初旬) ・教育相談だより発行 ・二者面談(15日～21日) ・スクールカウンセラー面談 ・TK式生徒理解調査(1年)	把握したいじめ事案への対応及び指導・支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。 ・全校集会での説明及び指導 ・いじめ防止強化月間における活動の検討 ・校内研修内容の検討	校内研修① 〔いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の周知徹底〕
5月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・スマホ利用ルールに係るSHR	・学校生活実態調査(いじめ調査の項目を含む)(中旬) ・PTA総会における、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策組織及び相談窓口の説明(下旬) ・スクールカウンセラー面談	・学校生活実態調査結果の分析 ・生徒理解調査結果の分析及び対応(1年)	校内研修② 〔いじめ重大事案防止について〕
6月	・生徒総会におけるいじめ防止宣言(5日) ・登校時挨拶運動(中旬)	・教育相談週間(2日～6日) ・教育相談だより発行 ・スクールカウンセラー面談 ・NCBT-1検査(2年)	・いじめ防止フォーラム成果発表会の内容検討 ・情報モラル講習会(中旬)	
7月	・太田地区いじめ防止フォーラム参加準備(班別協議事前資料の作成等)(下旬)	・三者面談(9日～16日) ・リーフレット「いま、悩んでいる君へ」配布 ・スクールカウンセラー面談	・夏季休業前の学年別指導および全体指導 ・NCBT-1検査結果の分析及び対応(2年)	
8月	・太田地区いじめ防止フォーラム参加(1日)	・i-check(1年)	・学期初めの全体指導	
9月		・教育相談週間(3日～9日) ・教育相談だより発行 ・スクールカウンセラー面談	・学校生活実態調査結果の分析 ・いじめに係る生徒意識調査の内容検討 ・i-check検査結果の分析及び対応(1年)	校内研修③ 〔いじめの認知に係る共通理解〕
10月	・全校生徒に対するいじめ防止フォーラムの成果発表(中旬)	・スクールカウンセラー面談		
11月	・意識調査結果に係るSHR	・学校生活実態調査(いじめ調査の項目を含む)(下旬) ・教育相談だより発行 ・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止強化月間における活動の検討	
12月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・人権教室	・三者面談(3年)(1日～5日) ・二者面談(1,2年)(1日～12日) ・スクールカウンセラー面談	・冬季休業前の学年別指導および全体指導	
1月		・二者面談 ・教育相談だより発行 ・教育相談週間(6日～13日) ・スクールカウンセラー面談	・学期初めの全体指導 ・学校生活実態調査結果の分析 ・いじめ防止等の取組の評価に係る調査の内容検討	校内研修④ 〔いじめの事例検討〕
2月	・いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け)※	・学校生活実態調査(いじめ調査の項目を含む)(下旬) ・いじめ防止等の取組状況に係る調査(保護者向け)※ ・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止等の取組状況に係る調査結果分析	
3月	・次年度の生徒主体のいじめ防止活動年間計画の策定	・教育相談だより発行	・今年度の活動の総括と次年度に向けたプログラムの見直し ・春季休業前の学年別指導及び全体指導	

※ 上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※ 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。